

平成29年度 佐賀県 相談支援従事者 専門コース別研修

スーパービジョン研修 実施要項

1. 目 的

障害者等の意向に基づき、質の高い計画相談を提供できる相談支援専門員を養成するために、県内及び各圏域での事例検討会や会議運営等で指導的立場が担える人材を養成し、相談支援の質の向上を図ることが不可欠となっています。

このため本研修では、相談支援従事者現任研修を修了した者等を対象に、スーパービジョン研修を実施し、職場内でのスーパービジョン体制の推進を図るとともに今後、相談支援各圏域で中核的な人材として活動できる相談支援専門員を養成し、本県の相談支援体制の充実を図ることを目的とする。

2. 実施主体

佐賀県（実施機関：委託 公益社団法人 佐賀県社会福祉士会）

3. 受講対象者

- (1) 相談支援従事者現任研修を修了した者で、佐賀県内の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所に所属し、相談支援専門員の実務を行っている者
- (2) 県内の市町等の行政職員のうち、障害福祉の相談支援業務に従事する者
- (3) 佐賀県相談支援従事者研修事業の初任者研修もしくは現任研修において演習の補助者として従事したことがある者

4. 研修期間

日時：平成30年2月27日（火）
9時30分から16時30分（受付開始9：00～）

5. 研修会場

佐賀県 社会福祉士会館

6. 募集定員

40人 ※定員を超える応募があった場合は受講をお断りする場合があります。

7. 申込方法

「別紙 参加申込書」を「10. 受講申込書の送付先」に郵送またはFAXして
ください。

8. 申込期限

平成30年2月2日（金）

9. 受講料

なし

10. 受講申込書及び問い合わせ先

〒849-0935 佐賀市八戸溝1丁目15番3号
公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 担当 徳山・三角
FAX：0952-36-6263

11. その他

受講決定通知は行いません。当日、研修にご参加ください。

受講をお断りする場合のみ、ご連絡いたします。

本研修は、資格取得や更新を目的としたものではありません。

修了証書や受講証明書の発行はいたしません。

この研修に関して疑義が生じた場合には、佐賀県健康福祉部 障害福祉課と
協議し、決定します。